

裁判員選任手続きの流れ

○裁判員候補者名簿を作成します（平成20年10月下旬～11月上旬）

各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会が「くじ」で選定した名簿に基づき、平成21年の「裁判員候補者名簿」を作成します。



○候補者への通知・調査票の送付（11月下旬～12月上旬頃）

裁判員候補者名簿に登載された人には、地方裁判所から名簿登載通知書をお送りします。また、裁判員になることができない職業についているかどうかや1年を通じて裁判員になることを辞退する申立ての有無・理由などをお尋ねする調査票をお送りします。

※広く国民の参加を得て、その良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の皆様の負担が著しく大きなものなることを回避するため、法律や政令で辞退を申し立てることができる事由を定めています。



平成21年5月21日 裁判員制度スタート

○事件ごとに名簿の中から候補者を選びます

事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者を選びます。裁判の日数が3日以内の事件では、6人の裁判員に加え、補充裁判員2人を選任するとして、1事件あたり50人程度の裁判員候補者を選ぶ予定です。



○選任手続期日のお知らせ（呼出状）や質問票の送付（原則、裁判の6週間前まで）

くじで選ばれた裁判員候補者には選任手続期日のお知らせ（呼出状）や質問票をお送りします。質問票では、裁判員になることができない事由の有無、裁判員となることを辞退する申立ての有無・理由などをお尋ねします。質問票の記載から、明らかに裁判員になることができない方や辞退が認められた方は、裁判所へお越しいただく必要はありません。



○選任手続期日（裁判の当日）

裁判員候補者は、選任手続が行われる当日、裁判所へお越しいただくことになります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退の申立ての有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は非公開になっています。



○6人の裁判員を選任します

最終的に事件ごとに裁判員6人を選任します。通常であれば午前中に選任手続を終了し、午後から審理が始まります。

なお、裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイトでも紹介しています。

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

問い合わせ 大分地方裁判所事務局総務課庶務係 ☎097-532-7161（内線612）